

鳥取県告示第 328 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 3 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
N P O 法人 しんらい	米子市淀江町佐陀227-1	ワークセンターしんらい	米子市淀江町佐陀227-1	就労継続支援	平成19年4月1日
特定非営利活動法人精神障害者家族会すけっと	米子市富益町4548-2	サンライズ作業所	米子市富益町4548-2	〃	〃
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	よなご大平園	米子市二本木1690	生活介護	〃